

にほんごがくしゅうかい 日本語学習会のご案内

あんない

にちじ 日時：10月2日（水）

がっ にち すい
10月16日（水）

がっ にち すい
10月30日（水）

19:30~21:00

ばしょ くらよしじんけんぶんか
場所：倉吉市人権文化センター

ないよう にちじょうせいかつ ひつよう にほんご まな
内容：日常生活に必要な日本語を学ぶ

Would you like to learn Japanese with us?
Please feel free to come!



10月 手話教室のご案内

初めての方も大歓迎！！

日時：10月10日（木）・10月24日（木）

10:00~11:00

場所：倉吉市人権文化センター 内容：日常会話・手話歌



◎生活の中でお困りのことはありませんか？



一人で抱え込まずに相談してみませんか？
お困りのことがあればお気軽にお越してください。
電話対応もいたします。
※ご相談いただいた内容は秘密厳守いたします。
安心してご相談ください

◎差別落書きや人権侵害に気づいたら！すぐにお知らせください！

差別発言などの人権侵害や差別落書きは許されない行為です。発見された場合は倉吉市人権政策課または最寄りの人権文化センターまでご連絡ください。

連絡先：倉吉市人権政策課 ☎ (0858) 22-8130

倉吉市人権文化センター ☎ (0858) 22-4768

ま ず な

倉吉市人権文化センターだより

2024年10月1日 発行 No.165号

発行所：倉吉市人権文化センター

住所：倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

電話/FAX：0858-22-4768

メールアドレス：jinkenbunka@ncn-k.net

倉吉市人権文化センター 講演会のお知らせ

かいせいにゆうかんほう ざいりゆうしかく 改正入管法と在留資格について

Amendment of the Immigration Control Act and Status of Residence

しゅつにゆうこくざいりゆうかんりきよく ひと
出入国在留管理局の人がきます。
ざいりゆう
在留についていろいろはなしをします。

An officer from the Immigration Services Agency is coming.

We will discuss various matters regarding residency.



にちじ 日時 令和6年10月16日（水） 19:00~21:00

【Date and time】 October 16, 2024 (Wednesday) 19:00-21:00

ばしょ くらよしじんけんぶんか
場所 倉吉市人権文化センター

【Venue】 Kurayoshi City Human Rights and Culture Center

たいしょう ちゅうぶちくざいじゅう がいこく かた
対象 中部地区在住の外国にルーツのある方

【Target】 People with foreign roots living in the Chubu region

連絡先 倉吉市人権文化センター

住所 倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

電話 0858-22-4768

【Contact】 Kurayoshi City Human Rights and Culture Center

【Address】 2971-2 Kajimachi 1-chome, Kurayoshi City

【Telephone】 0858-22-4768



9月の事業報告



令和6年度 日本語学習会 9月4日 9月18日

中部地区在住の外国にルーツがある方を対象に、日本語学習会を開催しています。受講生と支援者が日々新しい気づきを得ながら、お互いに学び合って交流や学習を進めています。



日本語学習会では「ひらがなや漢字を勉強して覚えたい」、「日本語能力検定に合格したい」など一人ひとりにあった学習内容で日本語の読み書きを学びます。

学習の合間に双方が近況報告をしたり、受講生と支援者共に学び合いの場、そして大切で楽しいコミュニケーションの場ともなっています。

令和6年度 手話教室 9月12日 9月26日

大切なコミュニケーションの手段である手話をより深く学ぶことを目的として、倉吉市人権文化センターでは毎年手話教室を開催しています。



「こんにちは」などの基本的な挨拶の他にも、実際に参加者のみなさんで会話文を練習したり、手話で歌を歌ったり、実践的な活動を行っています。

今月は、交通や天候などの手話を覚えました。覚えたい手話を使って会話の練習をし、手話のさまざまな表現を学んでいます。いきいきとした手話となるよう表情豊かに練習を重ねています。



ユニバーサルデザイン



☆ ユニバーサルデザインとは…

皆さんは「ユニバーサルデザイン」を知っていますか？近年、日本でもユニバーサルデザインを取り入れた施設や製品が増えてきているので、聞いたことがある方が多いかもしれません。

ユニバーサルデザインとは、すべての人にとって使いやすく、できるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることをいいます。年齢や性別、障がいの有無や言語の違いにかかわらず、はじめから幅広い利用者を対象に製品や機器、サービス、環境をデザインすることを指しています。

身近な例としては、車いすに乗っている人などが手の届くところにボタンが設置してあるエレベーターや、牛乳パックの上の部分に開け口ではない方に小さなくぼみなどがあります。一見何の変哲も無いくぼみですが、これは視覚障がいのある人にも牛乳であること、そして、くぼみがない側が開け口であることがわかるように配慮されたデザインになっています。このように、私たちの暮らしの中にもユニバーサルデザインは多く取り入れられています。



☆ ユニバーサルデザインの七原則

- 原則1 **公平性**
だれでも公平に使用できること
- 原則2 **自由度**
使う上で自由度が高いこと
- 原則3 **単純性**
使用方法が簡単で直感的にわかるようになって
いること
- 原則4 **分かりやすさ**
必要な情報がすぐ理解出来ること
(絵文字・ピクトグラム)
- 原則5 **安全性**
うっかりミスや危険に繋がらないデザインで
あること
- 原則6 **省体力(しょうたいりょく)**
無理な姿勢や強い力なしで楽に使用できること
- 原則7 **スペースの確保**
さまざまな利用者のことを考えて広さや空間を
備えていること



ユニバーサルデザインをテーマにした人権絵本
「みんなにやさしい七つの約束」
作：倉吉市人権絵本作成委員会

全ての人が暮らしやすい社会をめざして、ユニバーサルデザインについて考えてみませんか？
倉吉市人権文化センターでも貸し出しを行っています！

